

事務連絡
令和3年3月22日

各 都道府県
指 定 都 市
中 核 市

児童福祉主管部局・ひとり親家庭施策担当部局
生活困窮者自立支援制度主管部局
障害保健福祉部局
介護保険担当主管部局

御中

厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課
厚生労働省社会・援護局地域福祉課生活困窮者自立支援室
厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課自立支援振興室
厚生労働省老健局認知症施策・地域介護推進課
厚生労働省老健局老人保健課

孤独・孤立対策に取り組むNPO等への支援の周知等について

「『孤独・孤立を防ぎ、不安に寄り添い、つながるための緊急フォーラム』及び子ども食堂等が活用可能な支援施策の周知について」（令和3年2月26日付け厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課ほか連名事務連絡。以下「2月事務連絡」という。）において、子ども食堂等は、新型コロナウィルス感染症の影響により人との接触機会が減っており、それが長期化することで社会的な孤独・孤立の問題の深刻化が懸念される状況下において、感染防止に配慮しつつ、社会的な孤独・孤立を防ぎ、人ととのつながりを守る活動として推進していくべきものであること、また、令和2年度第3次補正予算において子ども食堂等が活用できるようになった施策等について、お知らせしたところです。

今般、「非正規雇用労働者等に対する緊急支援策」（令和3年3月16日新型コロナに影響を受けた非正規雇用労働者等に対する緊急対策関係閣僚会議決定）において、望まない孤独や孤立で不安を抱える方々に対する緊急支援策として、孤独・孤立対策に取り組むNPO等への支援等を講じることとされました。この中で、2月事務連絡でお示ししていた農林水産省の「国産農林水産物等販路多様化緊急対策事業」や内閣府の「地域子供の未来応援交付金」等について、子ども食堂等への食材提供や、子ども食堂等のNPO等が行う子供の居場所づくりに係る補助の拡充等が盛り込まれていますので、お知らせします。

各都道府県におかれては、下記を参考にしつつ、引き続き、子ども食堂の運営に格別の配慮をお願いするとともに、貴管内市町村（特別区を含み、指定都市及び中核市を除く。）に対し周知をお願いします。

また、子ども食堂の運営者のほか、地域住民及び福祉関係者に周知されるよう、関係団体への協力要請等よろしくお取り計らい願います。

記

1 孤独・孤立対策に取り組むN P O等への支援について

(1) 子ども食堂への食材提供について

農林水産省において、令和2年度第3次補正予算で「国産農林水産物等販路多様化緊急対策事業」を措置し、新型コロナウイルス感染症の影響を受けている国産農林水産物等を、子ども食堂等へ提供する際の食材費や輸送費等を支援しています。

本事業では、令和3年3月17日より2次公募を行っていますが、子ども食堂等への食材提供について、1次公募の要件から下記2点を変更しています。

- ・1取組当たりの補助金の下限を100万円から50万円に半減
- ・実施施設数の要件を20施設以上から10施設以上に半減

また、2次公募に当たり、販路多様化事務局が説明会を予定しています。日程等の詳細については、末尾の事務局ホームページを御覧いただくようお願いします。

公募期間：令和3年3月17日（水）～同年4月15日（木）

採択通知・割当内示時期：令和3年4月下旬

事業実施期間：令和3年4月下旬（交付決定後）～同年7月31日（土）

（販路多様化事務局ホームページ）

<https://hanrotayouka.jp/>

（農林水産省ホームページ）

<https://www.maff.go.jp/j/kanbo/tayouka/201216.html>

(2) フードバンクへの支援について

生活困窮者や子ども食堂等へ食品を届きやすくするため、フードバンクにおいて未利用食品の受入れ・提供体制を拡大するために必要となる、①運搬用車両、②一時保管用倉庫（冷蔵庫・冷凍庫を含む。）、③入出庫管理機器等の賃借料について、全てのフードバンクを対象に、補助率10/10で支援することとしています。詳細については、後日、改めて周知予定です。

(3) 子ども食堂等に対する政府備蓄米の無償交付について

農林水産省において、子ども食堂等が食育の一環としてごはん食の提供を行い、学校給食の補完機能を果たす取組がみられるなど、その役割が再認識されたことから、昨年5月から食育に取り組む子ども食堂等を対象に政府備蓄米の無償交付を行っています。令和3年度は、1団体当たりの交付数量の上限を年間60kgから90kgに引き上げることとしています。4月からの申請方法など詳細については、農林水産省HPでお知らせする予定です。

（農林水産省ホームページ）

<https://www.maff.go.jp/j/seisan/kokumotu/bichikumai.html>

(4) 地域子供の未来応援交付金について

内閣府において、「地域子供の未来応援交付金」により、子ども食堂等の居場所づくり事業といった、地域における総合的な支援体制の確立に向けた地方自治体の取組を支援しています。

本交付金について、時限的に、地方自治体が、子ども食堂などの子供の居場所づくりなどをNPO法人等へ委託した場合に、国の補助率を1／2から3／4に引き上げることとしています。詳細については、後日、内閣府より各都道府県及び指定都市の子供の貧困対策担当部署にお知らせする予定です。

2 教育関係部局との連携による子ども食堂の情報の周知について

文部科学省より、別添3「国産農林水産物等販路多様化緊急対策事業等の活用及び福祉部局との連携による子ども食堂の情報の周知等について」（令和3年3月18日付け文部科学省初等中等教育局健康教育・食育課事務連絡）の通り、教育関係部局においては、福祉部局とも積極的に連携の上、困難を抱える子ども達を含む様々な子ども達やその保護者に対し、地域の子ども食堂の情報が行き届くよう、必要な取組を行うことが求められているところです。

福祉部局においても、地域が一体となって子ども達の成長を支援していくため、教育関係部局とも連携することが重要であると考えられることから、積極的に御協力いただくようよろしくお願いします。

【参考資料】

- (別添1) 非正規雇用労働者等に対する緊急支援策について
- (別添2) 孤独・孤立対策に取り組むNPO等への支援
 - －国産農林水産物等販路多様化緊急対策事業について（p 3参照）
 - －フードバンクへの支援について（p 3参照）
 - －地域子供の未来応援交付金について（p 4参照）
- (別添3) 「国産農林水産物等販路多様化緊急対策事業等の活用及び福祉部局との連携による子ども食堂の情報の周知等について」（令和3年3月18日付け文部科学省初等中等教育局健康教育・食育課事務連絡）

※子ども食堂等に関する過去の事務連絡は以下の一覧を御参照ください。

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_09853.html

【照会先】

(記1 (1) 国産農林水産物等販路多様化緊急対策事業)

農林水産省大臣官房政策課国産農林水産物等販売促進チーム

電話：03-6744-2089（内線3089）

(記1 (2) フードバンク支援)

農林水産省食料産業局バイオマス循環資源課食品ロス削減・リサイクル班

電話：03-6744-2066（内線4319）

(記1 (3) 子ども食堂等に対する政府備蓄米の無償交付)

農林水産省政策統括官付穀物課米麦流通加工対策室

電話：03-3502-7950（内線4239）

(記1 (4) 地域子供の未来応援交付金)

内閣府政策統括官（政策調整担当）付参事官（子どもの貧困対策担当）付

電話：03-5253-2111（内線38222、38218）

非正規雇用労働者等に対する緊急支援策

(注) 令和3年度予算案における措置も含む。

1. 生活困窮への支援

- ・緊急小口資金等の特例貸付の継続・件数の増加
 - 今般の緊急事態宣言を踏まえ新規貸付・再貸付を4月以降も継続
 - 償還免除要件を明確化（資金種類ごとに住民税非課税世帯を一括償還免除）
 - 女性・非正規・ひとり親向け要件を明確化
- ・住居確保給付金の支給が一旦終了した者への再支給の4月以降の継続
- ・セーフティネット強化交付金による不安定居住者に対するアウトリーチ・一時的な居所確保の強化
- ・生活保護の扶養照会や転居指導などに係る弾力的な運用の周知・徹底
- ・J-LOLive補助金等を通じたフリーランスなどイベント出演者やスタッフの支援

2. ひとり親世帯等への支援

- ・低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金（仮称）の支給
- ・高等職業訓練促進給付金に係る訓練受講期間の柔軟化とデジタル分野を含む対象資格の拡大
- ・償還免除付のひとり親家庭住宅支援資金貸付の創設
- ・ひとり親家庭等に対するワンストップ相談体制の強化
- ・養育費の確保（不払い解消）に向けた取組の強化

3. 休業者・離職者への雇用支援

- ・大企業のシフト労働者等への新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金の適用
- ・小学校休業等対応助成金の申請をしない企業で働く保護者が直接支給を申請できる仕組みの導入
- ・企業による休業手当の支払や雇用調整助成金における適切な申請に向けた働きかけ
- ・雇用調整助成金の特例措置の継続（緊急事態宣言の解除月の翌々月からは感染拡大地域・業況の厳しい企業の特例を導入）
- ・在籍型出向による雇用維持への支援（産業雇用安定助成金の創設、産業雇用センターによるマッチング等）
- ・マザーズハローワーク等専門窓口でのきめ細かな就労支援
- ・新型コロナの影響による離職者（シフト減で実質的に離職状態にある方を含む）を試行雇用する事業主へのトライアル雇用助成金による支援、感染症対策業務等による雇用創出（10万人規模）、人材確保等促進税制等

4. 職業訓練の強化・ステップアップ支援

- ・求職者支援制度など職業訓練の抜本的拡充

公共職業訓練の受講者を50%増（約15万人を目標）、求職者支援訓練の受講者を倍増（約5万人を目標）

- 職業訓練の期間・時間を柔軟化、**デジタル分野の求職者支援訓練の定員を倍増（約5千人を目標）**し、訓練内容を多様化
- 職業訓練受講給付金の特例措置（収入要件（8→12万円）・出席要件）の活用による**受給者倍増（約2.5万人を目標）**

- ・**介護訓練修了者への返済免除付の就職支援金貸付制度創設**

- ・地域女性活躍推進交付金の活用による女性の学び直し・ステップアップ支援

- ・デジタル技能学び直しのための「巣ごもりDXステップ講座情報ナビ」の利用推進

- ・コロナ対応ステップアップ相談窓口の設置

- ・一人ひとりの求職者の状況に合わせた職業相談や職業訓練の実施（**オンデマンド型のオンライン訓練等**）

- ・職業訓練等の実績を把握し、フォローアップ

5. NPO等を通じた孤独・孤立、自殺対策等

- ・NPO等が行うきめ細かな生活支援等や自殺防止対策（SNSを通じた相談等）の強化（セーフティネット強化交付金、地域自殺対策強化交付金）

- ・フードバンクへの支援、子ども食堂等への食材提供に係る補助の拡充

- ・NPO等が行う子供の居場所づくり（子ども食堂、学習支援等）に係る地方自治体への補助の拡充（地域子供の未来応援交付金）

- ・NPO等が行う不安を抱える女性に寄り添った相談支援等に係る地方自治体への補助の拡充（地域女性活躍推進交付金）

- ・公的賃貸住宅の空き住戸をNPO等へ低廉な家賃で貸与し、就労等を見据えた自立支援を行う仕組みの創設

- ・NPO等が実施する住宅確保要配慮者に対する支援活動への補助の拡充

6. 政府支援施策の大規模かつ戦略的な広報

- ・政府広報、SNSの活用等

非正規雇用労働者等に対する緊急支援策について

令和3年3月16日
新型コロナに影響を受けた非正規雇用労働者等に対する緊急対策関係閣僚会議

I. 現状と課題

本年1月8日以降の今般の緊急事態宣言では、昨年4・5月とは異なり、これまでの経験・知見や専門家の分析を踏まえ、感染リスクの高い場面に効果的な対策を徹底し、経済への影響を最小限に食い止めている。海外経済の改善により輸出・生産は堅調に推移し、所得環境も昨年を通してみると、特別定額給付金の効果もあり、家計の収入は前年比で増加するなど全体としては良好な環境にある。このため、感染拡大が収まれば、ペントアップ需要をはじめ、個人消費を中心とした経済の回復が期待される。

他方、一都三県の緊急事態宣言が3月21日まで延長されるなど新型コロナウイルス感染症の問題が長引く中で、影響を受けやすい非正規雇用労働者等を中心に、雇用や生活への影響が続いている。雇用面では、雇用調整助成金等の効果もあって失業率の急激な上昇は食い止められ、昨年4月から導入の同一労働同一賃金の効果もあってパートタイム労働者の特別給与が増加し、正規雇用労働者の増加もみられるものの、女性が多くを占める飲食・宿泊など対面サービス分野における非正規雇用労働者の就業者数の減少や休業・シフト減による労働時間の減少、これらを通じた収入の減少が顕著となっている。

さらに、こうした新型コロナウイルス感染症の影響を含む複合的な要因により、昨年の女性の自殺者数は前年から935人増加し、このような増加傾向が本年に入って以降も継続しているという深刻な状況にある。この中で、雇用・生活の下支えに万全を期すとともに、外出自粛の長期化により望まない孤独を感じ、社会的に孤立している方々に寄り添ったきめ細かい対応を強化することが極めて重要な課題となっている。

こうした問題意識の下、累次の補正予算、現在国会で審議されている令和3年度予算に加え、令和2年度新型コロナウイルス感染症対策予備費も活用し、非正規雇用労働者やひとり親の方々をはじめ、就業に困難を抱える方々、望まない孤独や孤立で不安を抱える方々に対する緊急支援策を以下のとおり講じる。

II. 具体的施策

1. 生活困窮への支援

○緊急小口資金・総合支援資金の特例貸付の継続

生活に困窮する方々に生活資金を支援する緊急小口資金（最大 20 万円）・総合支援資金（初回貸付、再貸付。二人以上世帯の場合それぞれ最大 3 か月、60 万円）の特例貸付の申請受付期間を現行の令和 3 年 3 月末から同年 6 月末に延長する。

総合支援資金の償還免除要件については、①初回貸付分は、緊急小口資金と同様、令和 3 年度または 4 年度のいずれかが住民税非課税である場合、②延長貸付分は令和 5 年度が住民税非課税である場合、③再貸付分は令和 6 年度が住民税非課税である場合、それぞれ一括して償還免除を行う。総合支援資金の住民税非課税を確認する対象は、緊急小口資金と同様、借受人及び世帯主とする。

このほか、特例貸付に係る Q & A を改訂し、女性の非正規雇用者やひとり親等を想定し、アルバイトやパートのシフト減により収入が減少した場合や、離婚後に元配偶者からの養育費が減少・途絶した場合も対象となりうること等を明確化する。

○住居確保給付金の再支給の 4 月以降の継続

生活に困窮する方々に家賃相当分を支給する住居確保給付金については、就業等により一旦支給が終了した方について、休業等に伴う収入減の場合でも 3 か月間の再支給を可能としているが、その申請期間を現行の令和 3 年 3 月末から同年 6 月末までに延長する。

このほか、新型コロナウイルス感染症セーフティネット強化交付金による不安定居住者に対するアウトリーチや一時的な居所確保の強化、生活保護の扶養照会や転居指導などに係る弾力的な運用の周知・徹底に取り組む。また、J-LODlive 補助金等により、音楽・演劇等のイベント関連事業者による収益基盤強化に資する取組等への支援を行うことを通じて、フリーランスが多くを占めるイベントの出演者やスタッフを支援する。

2. ひとり親世帯等への支援

○低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金（仮称） の支給

新型コロナウイルス感染症による影響が長期化する中で、低所得のひとり親・ふたり親子育て世帯に対し、その実情を踏まえた生活の支援を行う観点から、食費等による支出の増加の影響を勘案し、子育て世帯生活支援特別給付金（仮称）を支給する。

具体的には、児童扶養手当を受給している世帯等の児童やその他住民税非課税の子育て世帯の児童について、児童一人当たり一律5万円を支給する。

○高等職業訓練促進給付金の要件緩和等

訓練受講期間中の生活費（月額10万円）を給付する仕組みである高等職業訓練促進給付金について、デジタル分野をはじめとした好条件での就労につながる職業訓練の受講を促進するため、時限的に、訓練受講期間を1年以上から6月以上に柔軟化するとともに、IT等を含め民間資格等の取得の場合も新たに給付対象とする。

○償還免除付のひとり親家庭住宅支援資金貸付

生活困窮者に対する住居確保給付金とは別に、自立に向けて意欲的に取り組んでいる低所得のひとり親世帯に対し、住居の借り上げに必要となる資金の償還免除付の無利子貸付制度を創設し、1年間の就労継続後に一括して償還免除する等の自立へのインセンティブ方策を導入する。

このほか、ひとり親家庭等に対するワンストップ相談体制の強化や、養育費の確保（不払いの解消）に向けた取組の強化を図る。

3. 休業者・離職者への雇用支援

○新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金の迅速な執行

大企業におけるシフト制労働者等も対象としている新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金について、周知徹底により利用促進を図りつつ、迅速に執行する。

○小学校休業等対応助成金の申請をしない企業で働く保護者が直接支給

を申請できる仕組みの導入

小学校等の臨時休業等に伴い、子どもの世話をを行うために仕事を休まざるを得ない保護者に対して有給の休暇を取得させた事業主に、休暇中に支払った賃金相当額（令和2年2月27日から同年3月末の日額上限8,330円、令和2年度の日額上限15,000円）を支給する「小学校休業等対応助成金」について、企業が申請を行わない場合に、保護者が直接支給を申請できる仕組みを導入する。

具体的には、労働局からの同助成金の活用の働きかけに事業主が応じない場合に、①令和2年2月27日から同年3月末までは、同助成金を労働者が直接申請、②令和2年4月以降は、新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金を労働者が直接申請する仕組みにより給付することとする。

このほか、「国民の命と暮らしを守る安心と希望のための総合経済対策」（令和2年12月8日閣議決定）や「新たな雇用・訓練パッケージ」（令和3年2月12日厚生労働省）等に基づき、以下に取り組む。

- ・企業による休業手当の支払や雇用調整助成金における適切な申請に向けた働きかけ
- ・雇用調整助成金の特例措置の継続（緊急事態宣言の解除月の翌々月からは感染拡大地域・業況の厳しい企業の特例を導入）
- ・産業雇用安定助成金や産業雇用安定センターのマッチング等を通じた在籍型出向による雇用維持への支援
- ・マザーズハローワーク等専門窓口でのきめ細かな就労支援
- ・新型コロナウイルス感染症の影響による離職者（シフト減で実質的に離職状態にある方を含む）を試行的に雇用する事業主へのトライアル雇用助成金による支援
- ・感染症対策業務等による雇用創出（10万人規模）
- ・非正規雇用労働者を含む新規雇用や雇用者全体の給与総額の増加に積極的に取り組む企業を後押しする税制措置を講ずる（令和3年度税制改正案）

4. 職業訓練の強化・ステップアップ支援

○求職者支援制度など職業訓練の抜本的拡充

「新たな雇用・訓練パッケージ」において、求職者支援制度における

職業訓練受講給付金（月額10万円）の収入要件や出席要件について特例措置を設けるなど職業訓練の抜本的拡充を行っており、職業訓練受講給付金の受給者の倍増（約2.5万人を目標）、求職者支援訓練の受講者の倍増（約5万人を目標）、公共職業訓練の受講者の50%増（約15万人を目標）を目指す。さらに、デジタル分野の求職者支援訓練の定員を倍増（約5千人を目標）し、訓練内容を多様化する。

○介護訓練修了者への返済免除付の就職支援金貸付制度の創設

新型コロナウイルス感染症の影響による離職者の再就職や介護・障害福祉分野における雇用を確保する観点から、職業訓練や職場体験等と組み合わせ、来年度より、訓練修了後に介護・障害福祉分野に就職した者に20万円の返済免除条件付の就職支援金を貸し付ける制度を開始する。

このほか、

- ・ 地方公共団体を通じた地域女性活躍推進交付金の活用による女性の学び直しやステップアップの支援
 - ・ 無料でデジタルスキルを学べるオンライン講座を紹介する経済産業省「巣ごもりDXステップ講座情報ナビ」の利用促進
 - ・ ハローワークにおける「コロナ対応ステップアップ相談窓口」を通じたワンストップかつ個別・伴走型の就職支援
 - ・ コロナ対応ステップアップ相談窓口において、離職を余儀なくされたり、シフト制で働きシフトが減少するといった求職者の個別の状況に応じた職業相談の実施や、オンデマンド型のオンライン訓練の活用を図る等の求職者が利用しやすい支援
- に取り組む。なお、職業訓練等の実績を把握し、フォローアップを行う。

5. NPO等を通じた孤独・孤立、自殺対策等

- ・ 新型コロナウイルス感染症セーフティネット強化交付金や地域自殺対策強化交付金を活用し、NPO法人等が行う自殺防止に係る取組への支援を強化する。
- ・ 新型コロナウイルス感染症セーフティネット強化交付金を活用し、生活困窮者やひきこもり状態にある方に対し、広域的に生活の支援・住まいの支援、子どもの学習支援等に関する活動を行うNPO法人等

(全国団体を含む)について支援する。

- ・ フードバンク支援について、時限的に、従来補助対象としていたスタートアップ団体のみならず全ての団体を対象に、補助率10／10で支援する。また、子ども食堂等への食材提供に係る補助対象となる補助金の下限を引き下げるなど要件を緩和し、支援を拡充する。
- ・ 地域子供の未来応援交付金について、時限的に、地方自治体が、子供の居場所づくり（子ども食堂や学習支援等）をNPO法人等へ委託した場合に国の補助率を1／2から3／4に引き上げる。
- ・ 地域女性活躍推進交付金について、時限的に、地方自治体が、新型コロナウイルス感染症の影響の下で不安を抱える女性に寄り添った相談支援等をNPO法人等に委託した場合に、国の補助率を1／2から3／4に引き上げる。
- ・ 公営住宅や建替え予定等のUR賃貸住宅の空き住戸を、NPO法人等に対して定期借家等により低廉な家賃で貸与し、当該NPO法人等が感染症の影響により住まいに困窮する方々に、シェアリング等の形で転貸することで、就労等を見据えた自立支援を行う仕組みを創設する。また、NPO法人等が実施する住宅確保要配慮者に対する支援活動への補助事業につき、入居後の見守り等の支援活動を行う場合に補助上限を引き上げる。

このほか、地域女性活躍推進交付金の活用による寄添い型支援の充実等に取り組む。

6. 政府支援策の大規模かつ戦略的な広報

以上の緊急支援策を含め、政府が実施している支援策について、国民に広く届くよう、政府広報やSNSの活用など効果的な手法を用いて、政府一体となって大規模かつ戦略的に周知・広報を徹底する。

孤独・孤立対策に取り組むNPO等への支援

令和3年3月16日
内閣官房提出資料

生活支援等・自殺防止対策

- ・新型コロナウイルス感染症セーフティネット強化交付金や地域自殺対策交付金を活用し、NPO法人等が行う自殺防止に係る取組への支援を強化（補助率10/10）。
- ・新型コロナウイルス感染症セーフティネット強化交付金を活用し、生活困窮者やひきこもり状態にある方に対し、広域的に生活の支援・住まいの支援、子どもの学習支援等に関する活動を行うNPO法人等（全国団体を含む）について支援（補助率10/10）。

フードバンク支援・子ども食堂等への食材提供に係る補助

- ・フードバンク支援について、時限的に、従来の補助対象から広げ（スタートアップ団体のみならず、全団体を補助対象とする）、補助率を10／10に引き上げ。
- ・子ども食堂等への食材提供に係る補助対象となる補助金の下限を引き下げる等要件を緩和し、支援を拡充。

子供の居場所づくり

- ・地域子供の未来応援交付金について、時限的に、地方自治体が、子供の居場所づくり（子ども食堂、学習支援等）などをNPO法人等へ委託した場合に国の補助率を引上げ（1／2⇒3／4のメニューを拡充）。

女性に寄り添った相談支援

- ・地域女性活躍推進交付金について、時限的に、地方自治体が、コロナ禍で困難を抱える女性に寄り添った相談支援等をNPO法人等に委託した場合に国の補助率を引上げ（1／2⇒3／4のメニューを拡充）。

住まいの支援

- ・公営住宅や建替え予定等のUR賃貸住宅の空き住戸を、NPO法人等に対して定期借家等により低廉な家賃で貸与。当該NPO法人等が新型コロナにより住まいに困窮する者にシェアリング等の形で転貸することで、就労等を見据えた自立支援を行う仕組みを創設。
- ・NPO法人が実施する住宅確保要配慮者に対する支援活動への補助事業につき、入居後の見守り等の支援活動を行う場合に、補助上限額を200万円引上げ。

NPO等が行うきめ細かな生活支援等や自殺防止対策（SNSを通じた相談等）の強化

孤立・孤独及び自殺防止に対処するための活動を行うNPO法人等の支援として、

- 新型コロナウイルス感染症セーフティネット強化交付金や地域自殺対策交付金を活用し、自殺リスクの高まりを踏まえ、NPO法人等が行う自殺防止に係る取組への支援を強化する。
- 新型コロナウイルス感染症セーフティネット強化交付金を活用し、生活困窮者やひきこもり状態にある方に対し、広域的に生活の支援・住まいの支援、子どもの学習支援等に関する活動を行うNPO法人等（全国団体を含む）について支援する。

【事業内容】

1. 自殺防止対策を行うNPO法人等への助成

○相談体制の強化

- ・NPO法人等が行う電話、LINEやチャット等のSNSを活用した相談体制の強化



○相談員等の養成

- ・電話、SNS相談等に適切な対応と支援を行うための人材の養成

○自殺防止対策の情報発信の強化

- ・自殺相談窓口等に関する積極的な周知

2. 生活困窮者等に対する支援に関する活動を行うNPO法人等への助成

○ コロナ対応として緊急性がある事業であって、生活困窮者やひきこもり状態にある者に対して、電話・SNS相談、居場所づくり、学習の支援、生活上の支援、住まいの確保などに関する活動を広域的に行うNPO法人等に対して、当該活動費に対する助成を行う



【事業スキーム】

○ 実施主体：NPO法人等

○ 補助率：国 10/10

国

交付

NPO法人等
(孤立・孤独及び自殺防止に
対処する活動を行う団体)

フードバンク支援、子ども食堂等への食材提供に係る補助の拡充

- 今回の緊急事態宣言の再発令の影響で、子ども食堂等に集まれない中、生活困窮者へ食品を届きやすくすることが課題。生活困窮者等へ食品の提供を行っているフードバンクの役割が重要になっていることから、食品の受入れ・提供体制整備に必要となる経費を支援
- 子ども食堂等への食材提供に係る食材調達費、資材費、輸送費等に対する補助対象となる補助金の下限を引き下げ、実施施設数に係る要件を緩和し、支援を拡充

【事業内容】

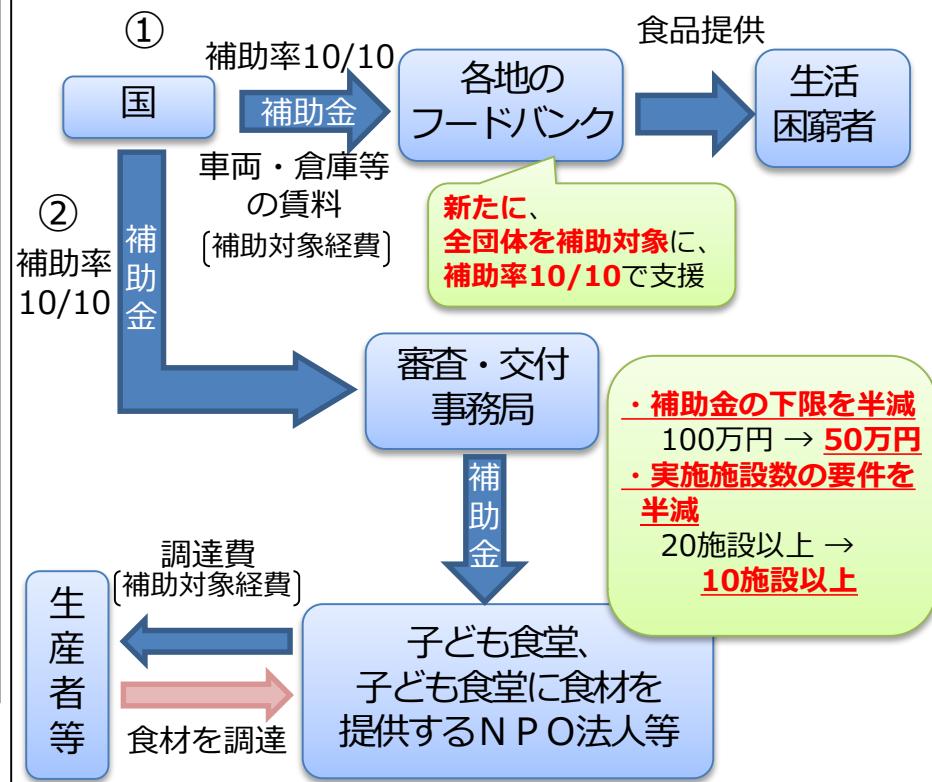
①フードバンクへの支援

- フードバンクに対し、生活困窮者向けの食品の受入れ・提供を拡大するための経費を支援。
- 具体的には、食品の受入れ・提供に必要な運搬用車両、一時保管用倉庫（冷蔵・冷凍庫含む）、出入庫管理機器等の賃借料を支援。
- 新たに、従来の予算の補助対象（スタートアップ団体）のみならず、**全団体を補助対象**に、**補助率10/10**で支援。

②国産農林水産物等販路多様化緊急対策事業における子ども食堂への食材調達費の補助

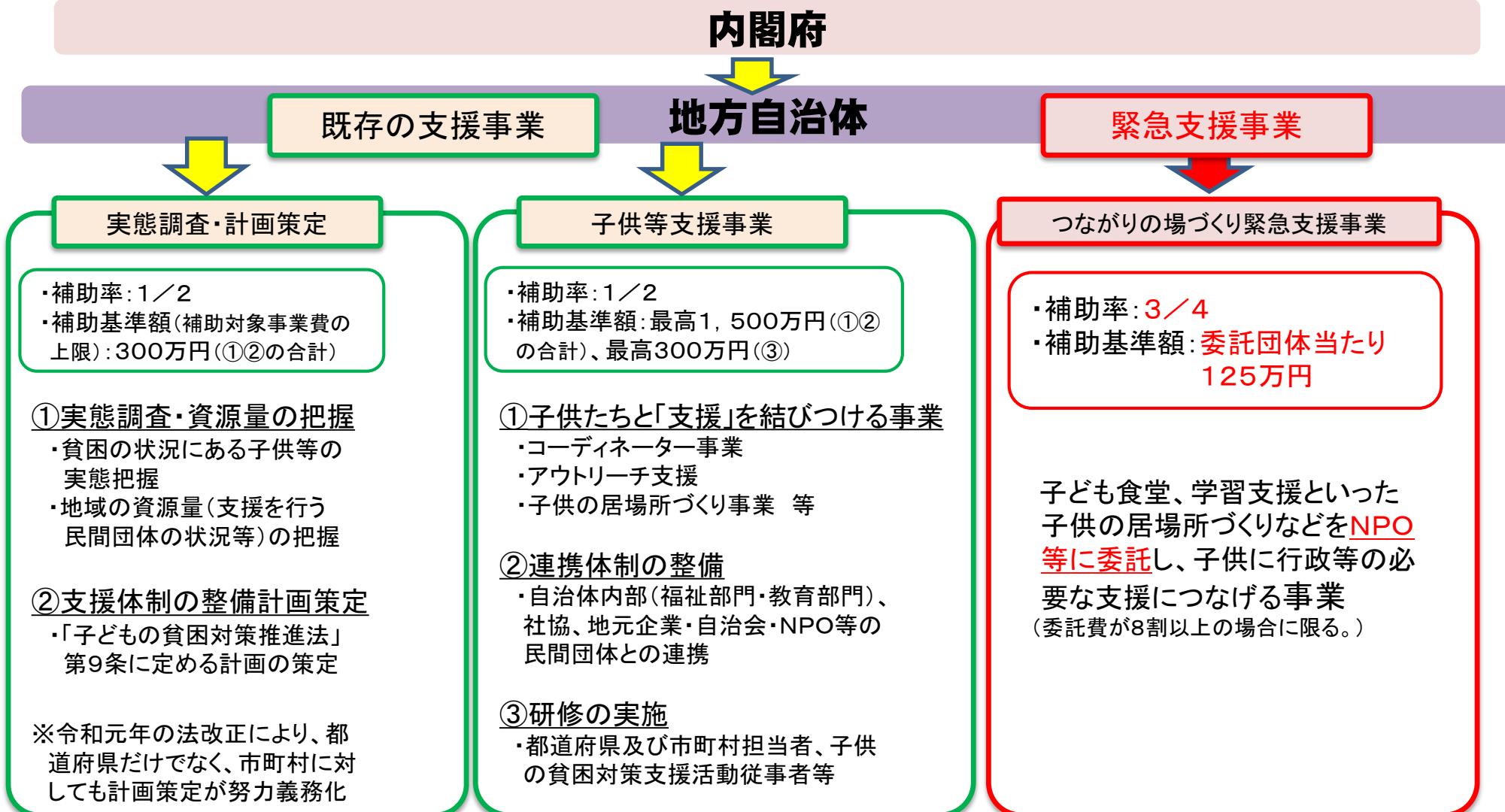
- 食育に取り組む子ども食堂の食材の調達費を支援。
- 子ども食堂への1取組当たりの**補助金の下限を半減**（100万円 → **50万円**）、**実施施設数の要件を半減**（20施設以上 → **10施設以上**）。

【事業スキーム】



NPO等が行う子供の居場所づくりに係る地方自治体への補助の拡充

地方自治体による多様かつ複合的な困難を抱える子供たちに対しニーズに応じた支援を適切に行うための取組を支援する地域子供の未来応援交付金の支援を拡充し、コロナ禍の中で子供が社会的孤立に陥らないよう、子ども食堂など子供たちと「支援」を結びつけるつながりの場をNPO等へ委託して整備する地方自治体へ緊急支援を行う。



NPO等が行う困難を抱える女性に寄り添った相談支援等に係る地方自治体への補助の拡充

地域女性活躍推進交付金について、時限的に、地方自治体が、コロナ禍で困難を抱える女性に寄り添った相談支援等をNPO等に委託した場合に国の補助率を引き上げる。

<地域における女性活躍の推進・課題解決>

- 「地域性」を踏まえた・定量的成果目標設定・見える化
(新型コロナウイルスの感染拡大による望まない孤独・孤立で不安を抱える女性や解雇等に直面する女性をはじめ様々な困難・課題を抱える女性に対する支援、ポストコロナを見据えた女性デジタル人材の育成、女性の登用拡大等)

【交付対象】

地方公共団体

【補助率】

- ①活躍推進型、②寄り添い支援型：1／2
- ③つながりサポート型(仮称)：3／4

【交付上限】各区分ごと

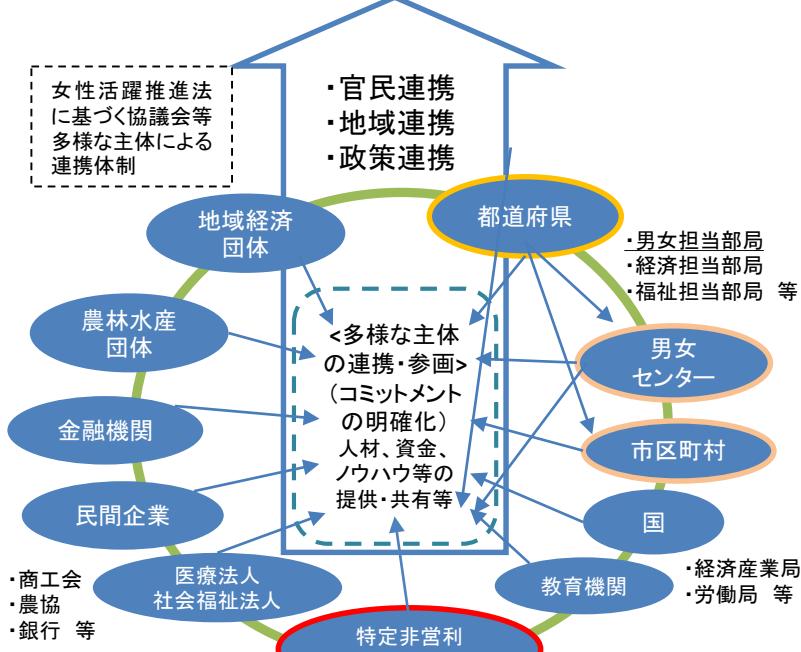
都道府県 800万円(注)

政令指定都市 500万円

市区町村 250万円

ただし、③は一律1125万円

注)推進計画未策定市町村への策定支援事業実施等の条件付きで1,000万円とする。



① 活躍推進型

女性デジタル人材や管理職・役員の育成など女性の参画拡大を推進

② 寄り添い支援型

様々な課題・困難を抱える女性に寄り添い、意欲と希望に応じて、就労までつなげていく支援

③ つながりサポート型(仮称) ***追加措置部分**

孤独・孤立で不安を抱える女性が、社会との絆・つながりを回復することができるよう、NPO等の知見を活用(総事業に占める委託の割合が3/4以上)したきめ細かい支援

NPOによるアウトリーチ型の相談、居場所の提供、
NPOスタッフ、男女共同参画推進員、民生委員等、相談や支援を行う人材の養成 等

地方公共団体
(関係団体と連携)

申請
交付

内閣府

情報提供

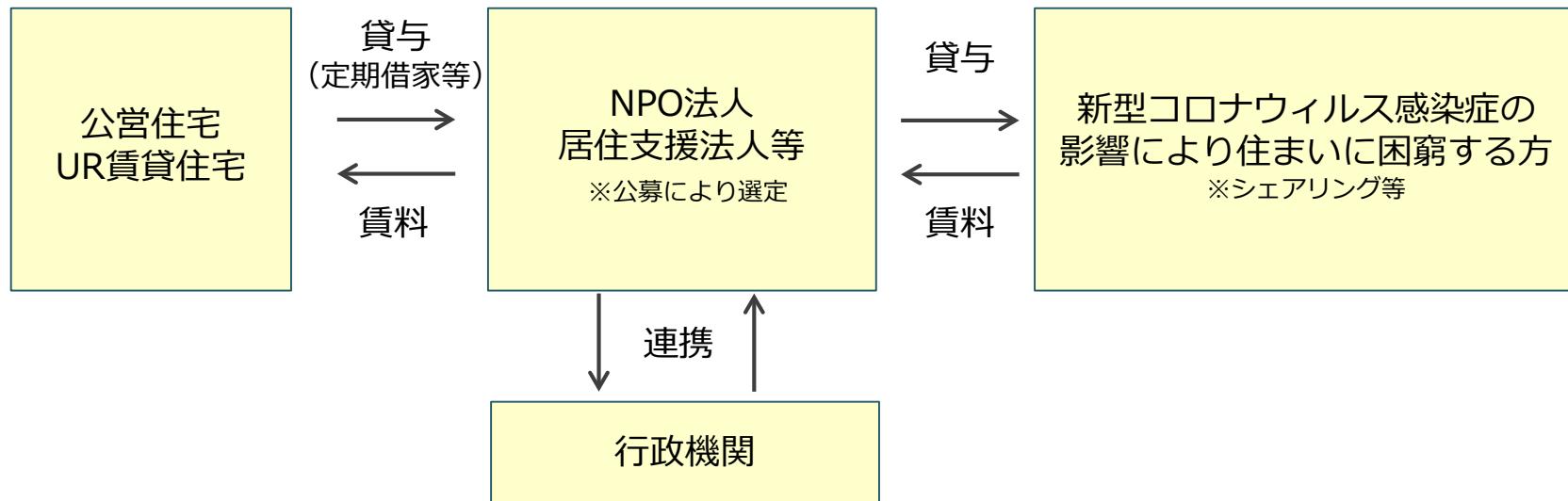
他の地域の
・ 地方公共団体
・ 地域経済団体 等

公的賃貸住宅の空き住戸をNPO等へ低廉な家賃で貸与し、就労等を見据えた自立支援を行う仕組みの創設

公営住宅や建替え予定等のUR賃貸住宅の空き住戸を、NPO法人等に対して定期借家等により低廉な家賃で貸与。当該NPO法人等が新型コロナにより住まいに困窮する者にシェアリング等の形で転貸することで、就労等を見据えた自立支援を行う仕組みを創設。

【事業スキーム】

- ・公営住宅については、本来入居対象者の入居を阻害しない範囲で、空き住戸を活用。目的外使用に当たり大臣承認手続きを簡素化（地方整備局等への事後報告で可）（4月1日施行）。
- ・UR賃貸住宅については、URが居住支援法人等を公募し、一定期間、低廉な家賃で空き住戸を貸与。居住支援法人等が、住まいの提供や就労等を見据えた居住者の自立支援等を実施（4月以降に実施）。※UR賃貸住宅の本来の入居希望者への供給やUR全体の経営に支障が生じない、かつ、現入居者に著しい影響のない範囲で行う。



NPO等が実施する住宅確保要配慮者に対する支援活動への補助の拡充

NPO法人等が実施する住宅確保要配慮者に対する支援活動への補助事業につき、入居後の見守り等の支援活動を行う場合に、補助上限額を200万円引上げ。

● 居住支援法人とは

- ・居住支援法人とは、住宅セーフティネット法に基づき、居住支援を行う法人※として、都道府県が指定するもの
※住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給促進に関する法律第40条に規定する法人
- ・都道府県は、低所得者、高齢者、子育て世帯など住宅確保要配慮者の居住支援に係る新たな担い手として、指定することが可能
- ・367者（47都道府県）が指定（R3.2.26時点）

● 居住支援法人に指定される法人

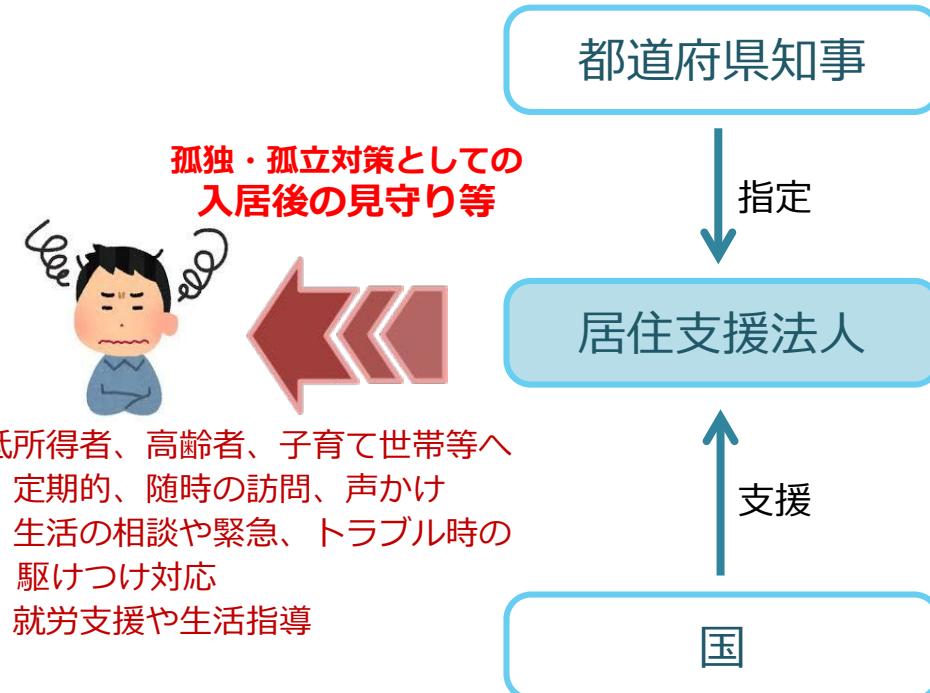
- ・NPO法人、一般社団法人、一般財団法人、公益社団法人、公益財団法人
- ・社会福祉法人
- ・居住支援を目的とする会社 等

● 居住支援法人への支援（居住支援協議会等活動支援事業）

- ・居住支援法人が行う次の活動に対する補助
①入居前支援 ②入居中支援 ③死亡・退去時の支援 ④セミナー・勉強会等の開催（①は必須、②～④は任意）
- ・補助上限額：1,000万円※（補助率10/10）交付決定額の範囲で、実績に応じて補助金を交付

※ **孤独・孤立対策として見守り等を実施する場合は補助上限額1,200万円**

外国人向け居住支援を行う場合は、補助上限額1,200万円



国産農林水産物等販路多様化緊急対策事業等の活用や、福祉部局との連携による地域の子ども食堂の情報の周知等により、子供たちの「食」の充実に取り組んでいただきますようよろしくお願ひします。

事務連絡
令和3年3月18日

各都道府県・指定都市教育委員会学校給食主管課
文部科学大臣所轄学校法人担当課
各都道府県私立学校主管課
附属学校を置く各國公立大学法人事務局
構造改革特別区域法第12条第1項の認定
を受けた地方公共団体の学校設置会社担当課

御中

文部科学省初等中等教育局健康教育・食育課

国産農林水産物等販路多様化緊急対策事業等の活用及び
福祉部局との連携による子ども食堂の情報の周知等について

子供たちの心身の健全な発達にとって、学校給食を含め、栄養バランスのとれた食事は非常に重要です。このため、学校給食の充実や食事の提供に関する事業等について、下記のとおり周知しますので、各学校設置者におかれでは、その活用等について検討いただきますようよろしくお願ひします。

このことについて、各都道府県教育委員会学校給食主管課におかれでは、域内の市区町村教育委員会及び所管の学校に対して、各都道府県私立学校主管課におかれでは、所轄の学校法人及び学校に対して、各指定都市教育委員会学校給食主管課及び附属学校を置く各國公立大学法人事務局におかれでは、その管下の学校に対して、構造改革特別区域法第12条第1項の認定を受けた地方公共団体の学校設置会社担当課におかれでは、所轄の学校設置会社を通じて設置する小学校に対し周知いただきますようお願いします。

記

1. 国産農林水産物等販路多様化緊急対策事業等の活用について

本事業については、令和3年2月12日付け事務連絡において協力依頼をさせていただいたところですが（別添1）、このたび、農林水産省より、2次公募に係る協力依頼がありました（別添2）。

本事業により、学校給食に、例えば、地元の和牛や水産物等を提供すること等も可能であり、子供たちの地元食材や国産食材に対する関心を高める機会にもつながるものと考えられます。

各学校設置者におかれでは、農林水産省からの協力依頼の記載内容を参考い

ただし、都道府県農林水産関係部局や農林漁業団体等の事業実施者から、国産農林水産物等の学校給食への提供の相談があった場合には、学校給食や食育指導の充実等の観点から、給食メニュー内容や日程の調整等について御協力いただきますようお願いします。

なお、農林水産省においては、学校給食や子ども食堂等、子ども宅食で使用する米の一部について政府備蓄米を無償交付しております（米粉パン等用も含まれます。）。

◎農林水産省HP（学校給食用等政府備蓄米交付について）

<https://www.maff.go.jp/seisan/kokumotu/bichikumai.html>

2. 福祉部局との連携による子ども食堂の情報の周知及び子供たちの食生活や栄養摂取の状況等の把握について

昨今、地域のボランティアが子供たちに対し、無料又は安価で栄養のある食事や温かな団らんを提供する取組（子供に限らず、その他の地域住民を含めて対象とする取組を含む。）が、「子ども食堂」等の名称で各地にて開催されています。

年度末に向けて、多くの学校が春季休業を迎ますが、今回の新型コロナウイルス感染症拡大等に伴う家計の急変等により、家庭において、十分な食事を摂ることができない子供が出てくることも考えられます。子供たちへの食事の提供等については、例えば、地域の子ども食堂の情報を周知すること等も有用であると考えており、既に「子ども食堂の活動に関する福祉部局との連携について」（平成30年7月5日付け生涯学習政策局長・初等中等教育局長連名通知）（別添3）において、福祉部局とも積極的に連携するよう通知しております。

各学校設置者におかれでは、今一度、当該通知の内容を御確認いただくとともに、福祉部局とも積極的に連携の上、困難を抱える子供たちを含む様々な子供たちやその保護者に対し、地域の子ども食堂の情報が行き届くよう、必要な取組をお願いします。

なお、地域の子ども食堂に関する情報については、各地方公共団体の福祉部局等が把握している場合のほか、例えば、すべての子ども食堂の情報が掲載されているわけではありませんが、以下の子ども食堂ネットワークのHPで検索することができますので、参考にお知らせします。

◎子ども食堂ネットワーク

<http://kodomoshokudou-network.com/>

また、各学校においては、学級担任や栄養教諭、養護教諭等が連携し、子供たちの食生活や栄養摂取の状況等にしっかりと注意を向けていただくとともに、子供たちに対して必要な支援が行われるよう、関係機関とも連携しつつ、適切に取り組んでいただくようよろしくお願いします。

【本件連絡先】

(学校給食・食育等について)

文部科学省初等中等教育局

健康教育・食育課学校給食係

電話:03(5253)4111 (内線 2694)

(国産農林水産物等販路多様化緊急対策事業について)

農林水産省大臣官房政策課

電話:03(6744)2089 (内線 3089)

(政府備蓄米について)

農林水産省政策統括官付穀物課

電話:03(3502)8111 (内線 4239)

事務連絡
令和3年2月12日

各都道府県・指定都市教育委員会学校給食主管課
 文部科学大臣所轄学校法人担当課
 各都道府県私立学校主管課
 附属学校を置く各國公立大学法人事務局
 構造改革特別区域法第12条第1項の認定
 を受けた地方公共団体の学校設置会社担当課

御中

文部科学省初等中等教育局健康教育・食育課

国産農林水産物等販路多様化緊急対策事業について（協力依頼）

標記について、農林水産省から別添のとおり協力依頼がありました。

本事業により、学校給食に、例えば、地元の和牛や水産物等を提供すること等も可能であり、子供たちの地元食材や国産食材に対する関心を高める機会にもつながるものと考えられます。

については、各学校設置者におかれては、別添の農林水産省からの協力依頼の記載内容を参照いただき、都道府県農林水産関係部局や農林漁業団体等の事業実施者から、国産農林水産物等の学校給食への提供の相談があった場合には、学校給食や食育指導の充実等の観点から、給食メニュー内容や日程の調整等について御協力いただきますようお願いします。

これらのことについて、各都道府県教育委員会学校給食主管課におかれては、域内の市区町村教育委員会及び所管の学校に対して、各都道府県私立学校主管課におかれては、所轄の学校法人及び学校に対して、各指定都市教育委員会学校給食主管課及び附属学校を置く各國公立大学法人事務局におかれては、その管下の学校に対して、構造改革特別区域法第12条第1項の認定を受けた地方公共団体の学校設置会社担当課におかれては、所轄の学校設置会社を通じて設置する小学校に対し周知いただきますようお願いします。

なお、本事業に関するお問合せについては、別添に記載の販路多様化事業事務局（事業実施主体）宛てに御連絡いただきますようお願いします。

【本件連絡先】

文部科学省初等中等教育局

健康教育・食育課学校給食係

電話:03(5253)4111 (内線 2694)

E-Mail:shoku@mext.go.jp

事務連絡
令和3年2月12日

文部科学省初等中等教育局
健康教育・食育課 御中

農林水産省大臣官房政策課

国産農林水産物等販路多様化緊急対策事業の周知について（協力依頼）

当省では、令和3年1月28日に成立した令和2年度3次補正予算において、「国産農林水産物等販路多様化緊急対策事業」を措置しています。本事業において1次補正予算「国産農林水産物等販売促進緊急対策事業」に引き続き、新型コロナウイルス感染症の影響を受けている国産農林水産物等を学校給食等へ提供する際に必要な食材費等を支援することとしています。1次補正予算では、事業を活用して地元の和牛や水産物等が学校給食に無償で提供され、子ども達の国産食材への関心を高める機会にもなったとの声をいただきしており、3次補正予算でも同様の事業を行うこととしたところです。

現在、事務局が

- ①公募期間：令和3年2月9日（金）から22日（月）
- ②事業実施期間：令和3年3月上旬から同年3月26日（金）

として事業を公募中です。事業の詳細は当省ホームページ（下記URL）にて公開しております。また、別紙に事業イメージ図を添付していますのでご参照ください。

貴省におかれましては、各学校設置者に対して上記内容について周知をいただけるようお願いいたします。

- ・農林水産省ホームページURL
<https://www.maff.go.jp/j/kanbo/tayouka/201216.html>
- ・販路多様化事業事務局ホームページURL
<https://hanrotayouka.jp/>

また、1次補正予算では、各都道府県教育委員会学校給食主管課が学校設置者に対する希望調査を行い、都道府県でその結果をとりまとめて申請することとしておりましたが、3次補正予算では、一律の希望調査、都道府県による要望の取りまとめは行いません。このため、各学校設置者におかれましては、事業実施者（都道府県農林水産関係部局や農林漁業団体等）から公募期間中に学校給食への提供のご相談がある可能性がありますので、その場合には、給食メニュー内容や日程の調整等

にご協力いただきたいと考えています。なお、本公募については、申請内容の審査の結果、不採択となる可能性もございます。このため、学校給食に活用する際は、不採択時の場合の食材提供及び費用等も含めて、各学校設置者と事業実施者との間で充分協議いただきますようお願いします。

【本件連絡先】

令和2年度国産農林水産物等
販路多様化緊急対策事業事務局

電話:0570-030525

E-Mail:info@hanrotayouka.jp

国産農林水産物等販路多様化緊急対策事業のうち

4 学校給食・子ども食堂等への食材提供

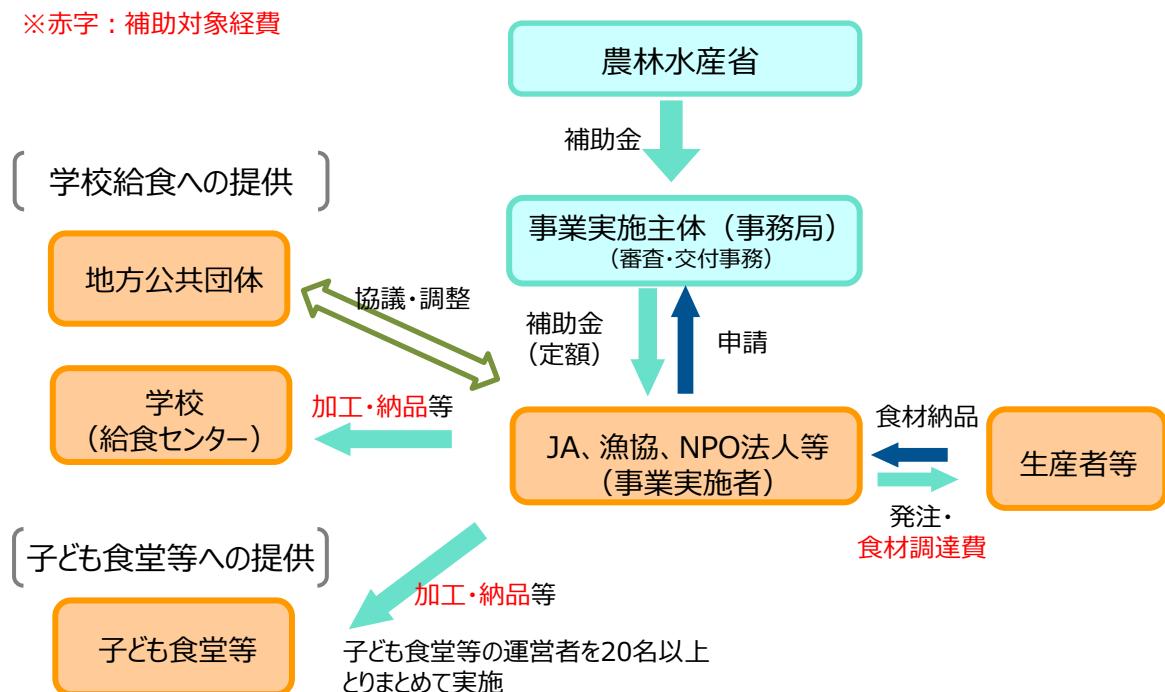
支援対象経費・補助率

学校給食・子ども食堂等への食材提供に係る食材調達費、資材費、輸送費等
⇒定額（実費相当額）

事業の流れ

※ここには、事業実施者の一例を記載しておりますが、生産者等、実需者等と形成するコンソーシアムや子ども食堂の運営団体を含め、幅広い者が事業実施者になることができます。詳細は実施要領等をご確認下さい

※赤字：補助対象経費



留意点

- 支援対象は、対象農林水産物等やその生産活動についての理解増進に資する取組を行う学校給食、幼稚園、保育園、学童保育、子ども食堂及び子ども宅食の子ども世代への食材の提供です。
- 1取組当たりの補助上限は1億円（子ども食堂等への提供は3,000万円）、下限は100万円です。
- 1施設当たりの提供回数は各施設2回、各回1人あたりの対象農林水産物等の食材の調達上限単価は1,000円です。

事務連絡
令和3年3月17日

文部科学省初等中等教育局
健康教育・食育課 御中

農林水産省大臣官房政策課

国産農林水産物等販路多様化緊急対策事業の周知について（協力依頼）

令和2年度3次補正予算において措置した「国産農林水産物等販路多様化緊急対策事業」について、令和3年2月12日付け事務連絡において周知の協力を依頼したところですが、今般2次公募を行うこととなりました。2次公募のスケジュールは下記のとおりです。

- ① 公募期間：令和3年3月17日（水）から同年4月15日（木）
- ② 事業実施期間：令和3年4月中下旬から同年7月31日（土）

事業の詳細は当省ホームページ（下記URL）にて公開しております。また、別紙に事業イメージ図を添付していますのでご参照ください。

貴省におかれましては、各学校設置者に対して上記内容について周知をいただけ るようお願いいたします。

- ・農林水産省ホームページURL
<https://www.maff.go.jp/j/kanbo/tayouka/201216.html>
- ・販路多様化事業事務局ホームページURL
<https://hanrotayouka.jp/>

また、先日の事務連絡内容の再掲となります、下記ご留意いただけるようお願いいたします。

1次補正予算「国産農林水産物等販売促進事業」では、各都道府県教育委員会学校給食主管課が学校設置者に対する希望調査を行い、都道府県でその結果をとりまとめて申請することとしておりましたが、3次補正予算では、一律の希望調査、都道府県による要望の取りまとめは行いません。このため、各学校設置者におかれましては、事業実施者（都道府県農林水産関係部局や農林漁業団体等）から公募期間中に学校給食への提供のご相談がある可能性がありますので、その場合には、給食メニュー内容や日程の調整等にご協力いただきたいと考えています。なお、本公募については、申請内容の審査の結果、不採択となる可能性もございます。このため、

学校給食に活用する際は、不採択時の場合の食材提供及び費用等も含めて、各学校設置者と事業実施者との間で充分協議いただきますようお願いします。

【本件連絡先】

令和2年度国産農林水産物等
販路多様化緊急対策事業事務局

電話:0570-030525

E-Mail:info@hanrotayouka.jp

(R3.3.17)

令和2年度第3次補正予算

250億円

国産農林水産物等販路多様化緊急対策事業

農林水産省

補助金

補助事務局
(事業実施主体)

- 事業実施者の募集
- 審査・交付事務
- 事業内容の周知

民間団体等（事業実施者）

- 新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、「価格、在庫量、販売額又は販売量が2割以上低下又は増加した国産農林水産物等」（「対象農林水産物等」。品目限定なし）を活用した以下の4つの取組を支援します。
- 事業実施者は、販路多様化等に資する新たな取組を実施することとします。

1. インターネット販売

2. テイクアウト・デリバリー等の活用

3. 創意工夫による多様な販路の確立

4. 学校給食、子ども食堂等への食材提供

Q & A

(Q1) 「2割」はどのように算出すれば良いですか。

(A1) 令和2年10月以降の任意の1か月以上の価格等を過去平均と比較して算出します。出荷伝票や在庫証明書など客観的な証明書類を提出していただく必要があります。

(Q2) 「新たな取組を実施」とはどういうことですか。

(A2) 令和2年10月以降に上記の1～3に掲げる取組を新たに実施することとします。既に取り組んでおられる方は、本事業の対象農林水産物を活用した新メニューを取り扱う、特設ページを新設するなど、販路多様化に資する工夫を新たに講じることとします。なお、「4. 学校給食、子ども食堂等への提供」においては、「新たな取組」は求めないこととします。

(Q3) 補助対象単価はありますか。

(A3) 補助対象単価の上限は、過去5年のうち最高と最低を除いた3年を平均した額とします。

(Q4) 事前着手はいつから可能ですか。

(A4) 交付決定後の事業着手が基本ですが、出荷時期が限定されているなど、早期の事業実施が事業目的実現のために必要な場合には、緊急事態宣言が再発令された1/8以降の取組開始が可能です。この場合、早期の事業実施が必要となつた理由を具体的に説明していただく必要があり、また、全ての取組が採択されるとは限らないため、交付決定前に生じた損失は自らの責任とすることを了知の上、事業を開始していただくものとします。

(Q5) 1次募集と2次募集の変更点は何ですか。

(A5) 「4. 学校給食と子ども食堂への食材提供」において、より幅広い方にご利用頂けるよう要件を緩和しています。詳細は最終頁をご覧下さい。

今後の予定等（2次公募）※1次公募は終了しました。

公募期間：令和3年3月17日（水）～同年4月15日（木）中

採択通知・割当内示時期：令和3年4月下旬

事業実施期間：令和3年4月下旬（交付決定後）～同年7月31日（土）

※2次公募は、令和2年度補正予算に基づいて行うものであるため、農林水産省と財務省との繰越協議の結果に応じて、事業内容等の変更があり得ることにご留意願います。また、今後の申請状況や社会情勢等を踏まえ、日程は変更されることがございます。

販路多様化事務局ウェブサイト <https://hanrotayouka.jp>

事務局お問合せ先 TEL:0570-030525、mail: info@hanrotayouka.jp

4 学校給食・子ども食堂等への食材提供

支援対象経費・補助率

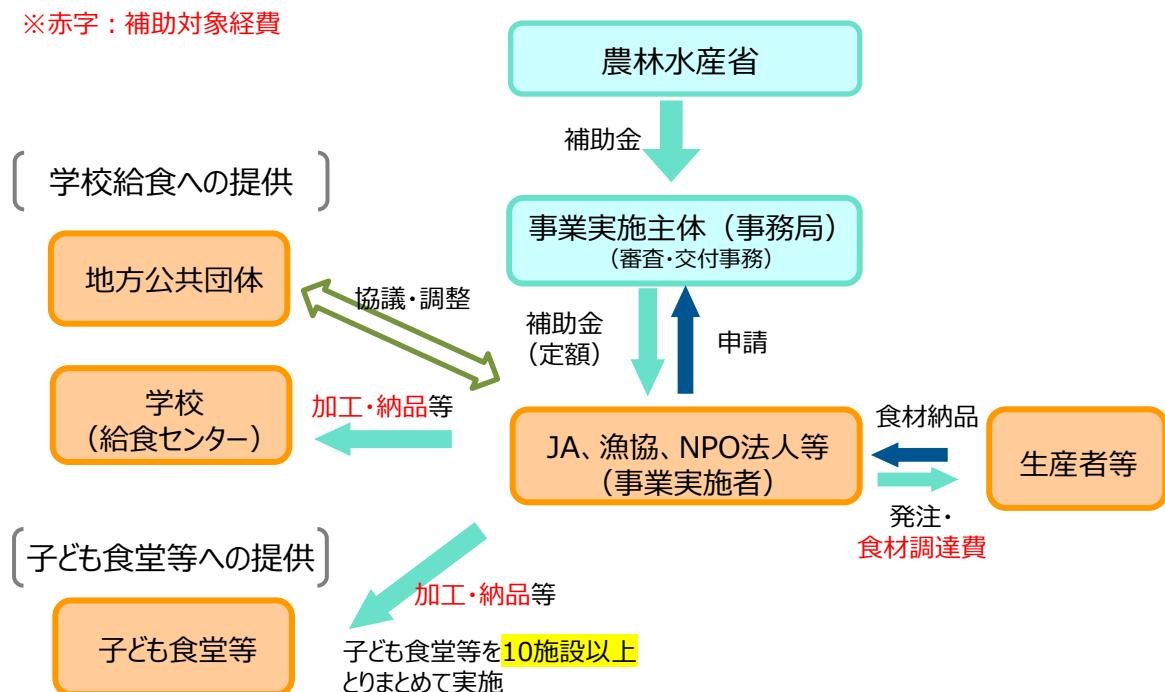
※ 1次募集と2次募集の変更点は
黄色マーカー部分

学校給食・子ども食堂等への食材提供に係る食材調達費、資材費、輸送費等
⇒定額（実費相当額）

事業の流れ

※ここには、事業実施者の一例を記載しておりますが、生産者等、実需者等と形成するコンソーシアムや子ども食堂の運営団体を含め、幅広い者が事業実施者になることができます。詳細は実施要領等をご確認下さい

※赤字：補助対象経費



留意点

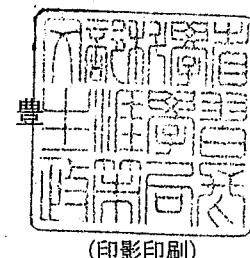
- 支援対象は、対象農林水産物等やその生産活動についての理解増進に資する取組を行う学校給食、幼稚園、保育園、学童保育、子ども食堂及び子ども宅食の子ども世代への食材の提供です。
- 1取組当たりの補助上限は1億円（子ども食堂等への提供は3,000万円）、下限は100万円（子ども食堂等への提供は50万円）です。
- 1施設当たりの提供回数は各施設2回、各回1人あたりの対象農林水産物等の食材の調達上限単価は1,000円です。

※提供回数上限の各施設2回は、出し手（事業実施者）ベースでカウント

30文科生第267号
平成30年7月5日

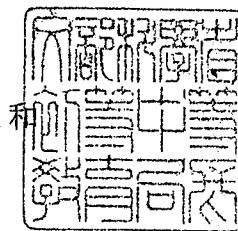
各 都 道 府 県 知 事
都道府県教育委員会教育長
各 指 定 都 市 市 長
各指定都市教育委員会教育長
附属学校を置く各国立大学法人の長
小中高等学校を設置する学校設置会社
を所管する構造改革特別区域法第12条
第1項の認定を受けた各地方公共団体の長
殿

文部科学省生涯学習政策局長
常盤



(印影印刷)

文部科学省初等中等教育局長
高橋道和



(印影印刷)

子ども食堂の活動に関する福祉部局との連携について（通知）

昨今、地域のボランティアが子供たちに対し、無料又は安価で栄養のある食事や温かな団らんを提供する取組（子供に限らず、他の地域住民を含めて対象とする取組を含む。）が、「子ども食堂」等の名称で各地にて開催されています。

こうした状況を踏まえ、この度、厚生労働省から各都道府県知事等宛に、子ども食堂の意義を確認しつつ、また地域住民、福祉関係者及び教育関係者に対し子ども食堂の活動への理解と協力を促すよう依頼するとともに、食品安全管理に関する留意事項等、子ども食堂の運営上留意すべき事項を運営者や関係者に周知するよう、別添のとおり通知

がなされました。

子ども食堂を含め、子供の育ちを支えるような地域における活動と、学校、社会教育施設や地域住民等が連携することは、学校、社会教育施設と地域が一体となって子供たちの成長を支援していく観点からも重要です。また、子供の安全と安心の観点から適切な配慮を行っている子ども食堂の活動は、地域における食育の観点からも意義があるものと考えられます。

については、貴職におかれましては、学校、公民館・青少年教育施設等の社会教育施設、PTA及び地域学校協働本部や、教育委員会等が実施する学習・体験活動等の事業関係者を通じて、困難を抱える子供たちを含む様々な子供たちに地域の子ども食堂の情報が行き届くよう、福祉部局と積極的な連携を図っていただくとともに、厚生労働省の通知の趣旨について、所管又は所轄の学校、域内の市町村教育委員会及び関係機関等に周知いただきますようお願ひいたします。

【本件担当】

(全体について)

○生涯学習政策局

参事官(連携推進・地域政策担当)付企画係

03-5253-4111(内線3276)

(学校と福祉部局との連携について)

○初等中等教育局

児童生徒課生徒指導室指導第一係

03-5253-4111(内線3299)

(学校における食育について)

○初等中等教育局

健康教育・食育課食育推進係

03-5253-4111(内線2095)

(社会教育施設、地域学校協働本部について)

○生涯学習政策局

社会教育課法規係

03-5253-4111(内線2977)

別添

子発 0628 第 4 号
社援発 0628 第 1 号
障発 0628 第 2 号
老発 0628 第 3 号
平成 30 年 6 月 28 日

都道府県知事
各指定都市市長殿
中核市市長

厚生労働省子ども家庭局長
厚生労働省社会・援護局長
厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長
厚生労働省老健局長
(公印省略)

子ども食堂の活動に関する連携・協力の推進及び 子ども食堂の運営上留意すべき事項の周知について（通知）

昨今、地域のボランティアが子どもたちに対し、無料又は安価で栄養のある食事や温かな団らんを提供する取組を行う、いわゆる子ども食堂（子どもに限らず、その他の地域住民を含めて対象とする取組を含みます。以下単に「子ども食堂」といいます。）が、各地で開設されています。

子ども食堂は、子どもの食育や居場所づくりにとどまらず、それを契機として、高齢者や障害者を含む地域住民の交流拠点に発展する可能性があり、地域共生社会の実現に向けて大きな役割を果たすことが期待されます。

一方で、地域住民、福祉関係者の子ども食堂に対する関心が薄く、取組を発展させる機運の醸成が十分に図られていない地域や、学校・教育委員会の協力が得られないといった課題を抱えている地域もあるとの指摘があります。また、食品衛生などの面において、子ども食堂の運営者（以下「運営者」といいます。）の安全管理に関する取組の促進により、利用者や地域住民の子ども食堂に対する理解と安心感を醸成することが課題との指摘もあります。

こうした状況を踏まえ、本通知においては、子ども食堂の意義を確認しつつ、地域住民、福祉関係者及び教育関係者に対し、子ども食堂の活動に関する理解と協力を促すようお願いするとともに、子ども食堂における安全管理について留意すべき点を整理することとしましたので、御了知のうえ、子ども食堂の活動に関して運営者や関係機関との連携・協力を図るとともに、本通知の内容につき、運営者のほか、地域住民及び福祉関係者に周知されますよう、管内市区町村又は関係団体への協力

要請等よろしくお取り計らい願います。併せて、教育関係者に対しても周知されますよう、教育関係部局への協力要請等よろしくお取り計らい願います。

なお、本通知は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4 第 1 項の規定に基づく技術的助言であること、厚生労働省医薬・生活衛生局に協議済みであること、同局から都道府県等衛生主管部局に情報提供していること、当方から内閣府、農林水産省及び文部科学省に情報提供済みであること、本通知の趣旨に関し文部科学省から都道府県教育委員会等に対して別途通知が行われることを申し添えます。

記

1. 子ども食堂の活動に関する連携・協力の推進

(1) 子ども食堂の現状

現在、子ども食堂は全国各地で開設されており、その活動の在り方は、困難を抱える子どもたちへの支援を中心に活動するもの、地域の様々な子どもたちを対象とした交流拠点を設けようとするもの、「地域食堂」等の名称により、子どもたちに限らず、その他の地域住民を含めて対象とし、交流拠点を設けようとするものなど、多岐にわたります。

いずれの活動も、困難を抱える子どもたちを含め、様々な子どもたちに対し、教育や貴重な団らん、地域における居場所確保の機会を提供しているという意義を有しているものと認められます。

(2) 子ども食堂の活動への協力

厚生労働省においては、子ども、高齢者、障害者など全ての人々が地域、暮らし、生きがいを共に創り、高め合うことができる地域共生社会の実現を目指し、地域における取組への支援を進めています。

こうした観点から、(1) で示したような子ども食堂の意義について、行政のほか、子ども食堂を取り巻く地域の住民、福祉関係者及び教育関係者等が、運営者と認識を共有しながら、その活動について、積極的な連携・協力を図ることが重要です。このため、日頃から運営者等と顔の見える関係を築くよう努めるとともに、(3) や 2. (2) に掲げる事項について具体的な相談等を受けた場合には、運営者と連携を図りつつ、適切に対応いただくようお願いします。

この際、学校、公民館等の社会教育施設、PTA 及び地域学校協働本部や、教育委員会等が実施する学習・体験活動等の事業関係者を通じて、困難を抱える子どもたちを含む様々な子どもたちに地域の子ども食堂の情報が行き届くよう、行政において、福祉部局と教育委員会等が連携し、子ども食堂の活動について情報共有を図るなど、ご協力ををお願いいたします。

(3) 活用可能な政府の施策

厚生労働省において実施している以下のような施策と連携し、又は一体的に実施することで、子ども食堂の活動についてより効果的に展開することが期待されます。

各施策の詳細については、それぞれ別添をご参照ください。なお、こうした施策を一体的に実施した場合の費用の計上に関して、昨年3月に通知を発出しておりますので、併せてご参照ください（別添1参照）。

- ・母子家庭等対策総合支援事業における子どもの生活・学習支援事業（別添2参照）
- ・生活困窮者自立支援制度における子どもの学習支援事業（別添3参照）
- ・介護保険法（平成9年法律第123号）に基づく介護予防・日常生活支援総合事業（別添4参照）
- ・障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）に基づく地域活動支援センター事業（別添5参照）

また、内閣府においては、子どもの貧困対策の観点から、子ども食堂にも資する施策として以下を推進しています。各施策の詳細については、それぞれ別添をご参照ください。

- ・地域における総合的な支援体制の確立に向けた地方自治体の取組に活用できる地域子供の未来応援交付金（別添6参照）
- ・マッチング・ネットワーク推進協議会を通じた企業等との連携の促進（別添7参照）

（4）参考資料

子ども食堂を地域に推進するために構成された「広がれ、こども食堂の輪！」全国ツアーミーティング委員会（事務局：一般社団法人全国食支援活動協力会）において、運営者や関係機関に対し、運営の在り方や支援に関する啓発を行うことを目的として、各種パンフレット（広がれ、こども食堂の輪！活動ガイドブック等）が作成されています（※1）。

また、農林水産省において、子ども食堂が抱える課題の解決や、食育の取組（共食の機会の提供、食文化の継承等）の充実に向けて、子ども食堂の取組に関心を持ち支援を考えている行政・団体関係者や地域の方々に活用いただくことを目的として、事例紹介などのパンフレットが作成されています（※2）。

子ども食堂の活動を理解するに当たり、適宜ご参照ください。

（※1）<http://www.mow.jp/archive.htm>（一般社団法人全国食支援活動協力会ホームページ）

（※2）<http://www.maff.go.jp/syokuiku/kodomosyokudo.html>（農林水産省ホームページ）

2. 子ども食堂の運営上留意すべき事項

子ども食堂の運営上留意すべき事項として、以下の内容について、運営者等への周知を図っていただくようお願いいたします。

（1）食品安全管理に関して留意すべき事項

食中毒の発生防止のために、運営者、調理担当者等に向けて、守っていただきたい

い衛生管理のポイントを別添8のとおりまとめましたのでご参照ください。また、万一、食中毒が発生した場合、保健所に連絡を取るようお願いします。

(2) その他留意すべき事項

① 安全管理に関する留意すべき事項

子ども食堂の活動を始め、ボランティア活動中に不幸にして、怪我や食中毒等の事故が起きることがあります。万一の備えとして、個人や団体向けの保険に加入することが考えられます。保険加入については、最寄りの市区町村社会福祉協議会などで相談することが可能です。

② 生活困窮者自立支援制度との連携

運営者におかれては、その活動を通じて、生活に困窮する子どもや家庭を把握し、支援が必要と考えられる場合には、最寄りの生活困窮者自立支援制度の自立相談支援窓口にご連絡ください。

③ 社会福祉法人との連携

社会福祉法人は、社会福祉法（昭和26年法律第45号）第24条第2項の規定に基づき、地域ニーズ等に応じて、自主性・創意工夫の下、「地域における公益的な取組」に取り組むこととされており、その一環として、地域住民の交流や協働の場の創出等（子ども食堂の運営を含みます。）に取り組んでいる場合があります。（別添9参照）

運営者におかれては、こうした地域の社会福祉法人の取組と連携して活動を開いていくことも効果的と考えられます。

④ 養育に支援が必要な家庭や子どもを把握した場合の対応

運営者におかれては、その活動を通じて、保護者の養育を支援することが必要と考えられる家庭や子どもを把握した場合、速やかに、市区町村の子育て支援の相談窓口又は児童相談所にご連絡ください。

なお、市区町村や児童相談所におかれては、相談を受けた場合は、関係機関が連携しながら早期に必要な支援を行うことができるよう、ご協力を願いいたします。